

令和7年度滋賀県障害福祉サービス等情報公表実施要綱新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条 基準日より前に対象サービス等を提供した実績を有する事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8および児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報および別添2運営情報を報告する。</p> <p>2 基準日より前に対象サービスの提供実績がない事業者または基準日以降に対象サービス等の提供を開始する事業所については、別添1基本情報を報告する。</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 報告の開始日は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和7年5月1日とする。</p> <p>2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の開始日は、当該対象サービス等の指定を受けた日とする。</p> <p>第9条 報告の期限および公表の時期（以下「報告の期限等」という。）は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>第6条 基準日より前に対象サービス等を提供した実績を有する事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8および児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報および別添2運営情報<u>ならびに別添3経営情報</u>を報告する。</p> <p>2 基準日より前に対象サービスの提供実績がない事業者または基準日以降に対象サービス等の提供を開始する事業所については、別添1基本情報を報告する。</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 報告の開始日は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和7年5月1日とする。</p> <p>2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の開始日は、当該対象サービス等の指定を受けた日とする。</p> <p><u>3 経営情報の報告については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の6および児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定に基づき、対象サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。</u></p> <p>第9条 報告の期限および公表の時期（以下「報告の期限等」という。）は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者</p>

については、令和7年7月31日とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の期限等は、当該対象サービス等の指定を受けた日から1か月以内とする。

第10条～第12条 省略

付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

については、令和7年7月31日とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の期限等は、当該対象サービス等の指定を受けた日から1か月以内とする。

- 3 経営情報の報告については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の7および児童福祉法施行規則第36条の30の3の規定に基づき、対象サービス等事業者の毎会計年度終了後、3か月以内とする。なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、報告期限を令和8年3月31日までとする。

第10条～第12条 省略

付則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。